

## 宮城県環境影響評価図書の公開等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)又は環境影響評価条例(平成10年宮城県条例第9号。以下「条例」という。)の規定等に基づき県に提出される計画段階環境配慮書等の図書(以下「環境影響評価図書」という。)について、事業者が法又は条例に基づき実施する縦覧の期間終了後に、県が引き続き公開を行うに当たり必要となる事項を定め、もって効率的・効果的な環境影響評価の実施に寄与することを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱に使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、法又は条例において使用する用語の例による。

2 電磁的記録とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成17年宮城県条例第28号)第2条第5項の規定の例による。

### (対象)

第3条 公開の対象とする環境影響評価図書は、別表第1及び別表第2に示すものであり、縦覧に供された図書(以下「公開対象図書」という。)とする。

### (公開の許諾)

第4条 事業者は、法又は条例に基づき公開対象図書を県に提出するに当たっては、それらの電磁的記録及びそれらの図書の公開に係る許諾について記載した環境影響評価図書の公開に係る許諾書(様式第1号)を県に提出する。

2 事業者は、公開ができなくなった場合は環境影響評価図書の公開の許諾取下げ申出書(様式第2号)により、環境影響評価図書の公開の取下げを申し出ることができる。

### (公開の方法)

第5条 環境影響評価図書の公開は、インターネットの利用及び県政情報センターにおける公開により行う。

2 前項においてインターネットの利用による公開とは、第4条第1項の規定に基づき事業者から県に提出された電磁的記録を、県が宮城県のウェブサイトにおいて、公開する(以下「ウェブ公開」という。)ことをいう。

3 第1項において県政情報センターにおける公開とは、公開対象図書を、県が、宮城県の県政情報センターにおいて、閲覧に供する(以下「センター閲覧」という。)ことをいう。

(公開の開始)

第6条 ウェブ公開及びセンター閲覧を開始する日は、公開対象図書に係る法又は条例に基づく縦覧期間終了日の翌日とする。

2 センター閲覧に当たっては、県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成15年宮城県告示第310号）に則り行う。

(著作権への留意)

第7条 県は、ウェブ公開及びセンター閲覧に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないように、ウェブサイト上及び閲覧用図書に、著作権者により許諾されていない加工、転用等を行うことは禁止されている旨記載する。

(電磁的記録の作成仕様)

第8条 第4条第1項の規定により事業者が県に提出する電磁的記録は、次の各号に掲げる仕様とする。

- (1) 磁気ディスク等に保存すること
- (2) ファイル形式は、原則PDF形式とすること
- (3) 各々のファイル容量は、章ごとに適宜分割すること等により、10メガバイト以下になるようにすること

(情報の提供)

第9条 事業者は、公開を許諾せず非公開とした環境影響評価図書の情報についても、他の事業者から環境に与える累積的影響の調査、予測及び評価を目的に情報提供の求めがあった場合には、当該情報を提供することに努める。

(その他)

第10条 ウェブ公開等に関して、その他必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に環境影響評価の手続きを行っている者は、第4条第1項中、「法又は条例に基づき公開対象図書を県に提出するに当たっては」とあるのは「この要綱の施行の日から起算して90日以内に」と、「それらの電磁的記録」とあるのは「公開対象図書のうち既に県に提出したものの電磁的記

録」と、第6条第1項中、「公開対象図書に係る法又は条例に基づく縦覧期間終了日の翌日」とあるのは「第4条第1項に基づく許諾書を提出した日から起算して30日以内の日」とする。

別表第 1 (法に基づく図書)

図書
計画段階環境配慮書(法第 3 条の 7 第 1 項)及び作成している場合にあってはその要約書
環境影響評価方法書及び要約書(法第 6 条第 1 項)
環境影響評価準備書及び要約書(法第 15 条)
環境影響評価書及び要約書(法第 26 条第 2 項)
報告書(法第 38 条の 3 第 1 項)

別表第 2 (条例に基づく図書)

図書
事業計画概要書(条例第 4 条の 2 第 1 項)
第一種事業方法書(条例第 6 条第 1 項)
第一種事業準備書(条例第 14 条第 1 項)
第一種事業評価書(条例第 22 条)
第二種事業方法書(条例第 26 条第 1 項)
第二種事業準備書(条例第 31 条第 1 項)
第二種事業評価書(条例第 34 条)
調査報告書(条例第 44 条第 1 項)

環境影響評価図書の公開に係る許諾書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

連絡先

次の環境影響評価図書について、宮城県環境影響評価図書の公開等に関する要綱（令和5年3月。以下「要綱」という。）第4条に基づき、県が行う環境影響評価図書の公開に係る許諾については下記のとおりです。

記

環境影響評価図書の名称

- 
- 環境影響評価図書の公開を許諾する  
 環境影響評価図書の公開を許諾しない

公開することを許諾しない理由

[ ]

環境影響評価図書の公開の許諾取下げ申出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

[ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名 ]

連絡先

年 月 日付で提出した環境影響評価図書の公開に係る許諾書について、以下のとおり、許諾を取り下げを申し出ます。

記

1. 環境影響評価図書の名称

---

2. 取下げ希望日

年 月 日

3. 許諾を取り下げる理由

[ ]